

平成 19 年 選 択 式 解 答

科目	A	B	C	D	E
労基法 安衛法	対等の立場において (労基法 2 条 1 項)	が人たるに値する生活を営む (労基法 1 条 1 項)	に達しない (労基法 13 条)	作業行動その他業務に起因する (安衛法 28 条の 2 第 1 項)	一の場所 (安衛法 15 条 1 項)
労災法	二次健康診断等給付 (労災法 7 条 1 項)	傷病補償年金 (労災法 12 条の 8 第 2 項)	葬祭を行う者 (労災法 12 条の 8 第 2 項)	常時又は随時 (労災法 12 条の 8 第 4 項)	当該労働者 (労災法 12 条の 8 第 4 項)
雇保法	労働の意思及び能力 (雇保法 4 条 3 項)	職業に就く (雇保法 4 条 3 項)	事業主との雇用関係 (雇保法 4 条 2 項)	120 (雇保法 22 条 1 項)	90 (雇保法 22 条 1 項、23 条)
労働一般	発達 (社労士法 1 条)	福祉の向上 (社労士法 1 条)	和解の交渉 (社労士法 2 条 3 項)	紛争解決手続代理業務試験 (社労士法 2 条 2 項)	特定 (社労士法 2 条 2 項)
社会一般	被用者 (平成 18 年版厚生労働白書 P 132)	被扶養者 (平成 18 年版厚生労働白書 P 132)	5 (平成 18 年版厚生労働白書 P 132)	3 (平成 18 年版厚生労働白書 P 132)	高額療養費 (平成 18 年版厚生労働白書 P 132)
健保法	特定長期入院被保険者 (健保法 63 条 2 項)	自己の選定するもの (健保法 85 条の 2 第 1 項)	入院時生活療養費 (健保法 85 条の 2 第 1 項)	厚生労働大臣 (健保法 85 条の 2 第 2 項)	生活療養標準負担額 (健保法 85 条の 2 第 2 項)
厚年法	7 月 1 日 (厚年法 21 条 1 項)	17 日 (厚年法 21 条 1 項)	その年の 9 月から翌年の 8 月 (厚年法 21 条 2 項)	6 月 1 日から 7 月 1 日 (厚年法 21 条 3 項)	7 月から 9 月 (厚年法 21 条 3 項)
国年法	14,140 (国年法 87 条 3 項)	2 (国年法 87 条 5 項)	0.997 (改定率改定等政令 2 条)	21 (平 16 法附則 16 条 1 項)	32 (平 16 法附則 13 条 7 項)

この解答は平成 19 年 8 月 26 日 15 時に K - Net 社労士受験ゼミが独自の見解に基づき作成したものです。今後、予告なしに内容を変更する場合があります。